

障害者の職場体験実習で実習生を受け入れた
中小企業等の皆さまを対象に助成金を支給します！

コンビネーションジャンプ 職場体験実習助成金のご案内

東京しごと財団では、中小企業等における障害者雇用を促進するため、**障害者職場体験実習事業**を実施しています。
この助成金は、中小企業等の皆さまが障害者職場体験の実習生を受け入れ、
実習を実施した際に必要な**諸経費を助成**するものです。

助成金の支給対象

この助成金は、中小企業等（ただし、特例子会社を除く）を対象としています。

- 本社または事業所が東京都内にある企業等
※雇用保険の適用事業主である企業等（社団法人・財団法人等の各種法人、協同組合等の団体、個人事業主等を含む）
- 申請日直前の6月1日現在、常時雇用する労働者※1の総数※2が300人以下の企業等
※1 次のア・イのいずれかを満たす労働者のうち、1週間の所定労働時間数が20時間以上の労働者
ア 雇用（契約）期間の定めがなく雇用されている労働者
イ 一定の雇用（契約）期間を定めて雇用されている労働者のうち、その雇用（契約）期間が反復更新され、
・雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者 または
・過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
※2 常時雇用する労働者の総数 = 【週30時間以上の労働者×1】 + 【週20時間以上30時間未満の労働者×0.5】

各助成金の支給額

ステップ実習助成金	1回につき 60,000円
リフトアップ実習助成金	1回につき 60,000円
シングル実習助成金	1回につき 30,000円

※各実習助成金の詳細・支給要件は裏面にあります。

助成金の支給手続

助成金の支給を申請する場合は、各助成金に該当する職場体験実習を開始する前（原則として1か月以上前まで）に利用申込み（利用申込書・誓約書の提出）、実習終了後（原則として1か月以内）には支給申請の手続き（申請書・必要書類の提出）をしていただくことになります。

支給申請に必要な書類

- 助成金支給口座振替依頼書（財団所定）
 - 直近で管轄公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書の写し ※1
 - 職場体験実習受入れ企業登録申込書（財団所定）の写し
 - 登記簿謄本（直近3か月以内のもの）またはその写し ※2
 - 職場体験実習期間中の日程・時間・実施内容が確認できる書類
 - 法人事業税・法人都民税の納税証明書又は領収書の写し ※2
- ※1 この報告書の提出義務がない企業等は、財団所定の様式で同様の内容を提出していただけます。
※2 個人事業主の場合は、それぞれ同様の内容が確認できる書類を提出していただけます。

各助成金の支給要件

この助成金は、3種類の職場体験実習（ステップ実習・リフトアップ実習・シングル実習）に対するものです。それぞれ助成金の支給要件は、次のとおりとなっています。

【各助成金共通の支給要件】

- 1 財団に配置している障害者雇用支援アドバイザー（以下「アドバイザー」）が紹介する障害者を職場体験実習の実習生として受け入れること。
- 2 同一の実習生について、国または地方公共団体等から助成金を受けていないこと。
※この他にも各助成金共通の支給要件があります。 ※この事業は当該年度予算の範囲内での実施となります。

ステップ実習助成金

直近の6月1日現在、障害者を雇用していない企業等が対象です。

【その他の支給要件】

- 1 職場体験実習の実施にあたり、アドバイザーが支援したこと。
- 2 支給申請年度内に、都内の実習場所において、実習生1人あたり1日4時間以上×3日以上職場体験実習を実施したこと。
- 3 同一年度にステップ実習助成金・リフトアップ実習助成金の支給を受けていない企業等
- 4 同じ事業所において、過去にステップ実習助成金の支給を受けていないこと。

リフトアップ実習助成金

直近の6月1日現在、すでに障害者を雇用している企業等が対象です。

【その他の支給要件】

- 1 次の①～③のいずれかを満たす企業等、または既にステップ実習を終了している企業等
 - ① 直近の6月1日現在、障害者雇用状況報告書の提出義務のない企業等
 - ② 直近の6月1日現在、障害者の法定雇用率を満たしていない企業等
 - ③ 現在雇用する障害者とは異なる障害種別の障害者を実習生として受け入れた企業等
- 2 職場体験実習の実施にあたり、アドバイザーが支援したこと。
- 3 支給申請年度内に、都内にある実習場所において、実習生1人につき、1日4時間以上×5日以上職場体験実習を実施したこと。
- 4 同一年度にリフトアップ実習助成金・シングル実習助成金の支給を受けていない企業等
※シングル実習助成金の支給を受けた企業等で、上記1③に該当する実習を実施した場合は除きます。
- 5 同じ事業所において、過去にリフトアップ実習助成金の支給を受けていないこと。

シングル実習助成金

直近の6月1日現在、すでに障害者を雇用している企業等 または **前年度以前にステップ実習及びリフトアップ実習を経験し職場体験実習のノウハウを有している企業等**が対象です。

【その他の支給要件】

- 1 アドバイザーの支援なしに、職場体験実習生を受入れることが可能であること。
- 2 支給申請年度内に、都内にある実習場所において、実習生1人につき、1日4時間以上×5日以上職場体験実習を実施すること。
- 3 同一年度内にリフトアップ助成金※の支給を受けていない企業等。
※リフトアップ実習助成金の支給要件1③に該当するリフトアップ実習を実施した場合は除きます。

助成金の詳細など
お問合せはコチラまで

公益財団法人東京しごと財団 障害者就業支援課コーディネート事業係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目10番3号 東京しごとセンター8階
Tel 03-5211-2682 Fax 03-5211-5463